

消防車両の無車検運行について

1 概要

平成27年2月5日、小倉北消防署予防課で管理している消防車両のうち1台について、同課の車検の発注事務に不備があったため、車検切れ（車検満了日：平成27年1月21日）の状態平成27年1月24日に1回運行したものの。

車検切れ判明後、ただちに当該車両を使用禁止として車検を依頼し、同日中に車検を完了させるとともに、2月9日小倉北警察署へ事実報告を行った。

2 該当車両

小倉北消防団 本部 指揮車（小倉北消防団長などの消防団指揮者が乗車し、火災現場へ出動するために使用する車）

- ・車種：トヨタ エスティマ
- ・自動車の種別：普通（特種自動車）
- ・登録年月日：平成25年1月22日
（1月31日、新車として小倉北消防署に納車）
- ・車検有効期間満了日：平成27年1月21日（納車後、初めての車検）

3 原因

- （1） 1ヶ月以上前から該当車両の車検発注事務を行っていたが、車検の有効期間の確認と、具体的な車検実施日程の調整を怠った。
- （2） 車検に関する事務手続きのチェック体制が十分でなかった。

4 再発防止対策

- （1） 管理する車両の点検・車検の年間予定表を担当者以外にも、課長、係長の机上の見やすい位置に表示する。〈失念防止〉
- （2） 毎月開催される事務改善会議等において点検・車検予定日の報告を必須項目とする。〈失念防止及び情報共有〉
- （3） 整備管理者から担当者への注意喚起と確認を兼ねて、月順の対象車両を一覧表にした「点検確認一覧表」を作成し、業者発注時と完了時の2段階で確認する。〈注意喚起と失念防止〉
- （4） 運転日誌の見易い部分に車検期限を明示する。〈運転者への注意喚起〉